

平成24年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成24年9月3日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第65号 物品売買契約の締結について（情報システム機器）
日程第8 議案第66号 本巢消防事務組合理約の一部を改正する規約について
日程第9 議案第67号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
日程第10 議案第68号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 認定第1号 平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
日程第12 認定第2号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
日程第13 認定第3号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
日程第14 認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
日程第15 認定第5号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
日程第16 認定第6号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
日程第17 認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算について
日程第18 請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	青 木 一 也
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	川 村 登志幸
企 画 部 長	石 川 博 紀	市 民 環 境 部 長	山 田 敏 晴
健 康 福 祉 部 長	林 正 男	産 業 建 設 部 長	大 熊 秀 敏
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	奈 良 村 竜 生	上 下 水 道 部 長	杉 山 敏 郎
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 卓 郎	会 計 管 理 者	古 田 浩
代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	安 藤 正 和	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	五 井 淳 人		

開会の宣告

議長（遠山利美君）

ただいまから平成24年第4回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 若原敏郎君と13番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（遠山利美君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの25日間とし、9月4日、6日から13日、15日から17日、19日から26日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの25日間とし、9月4日、6日から13日、15日から17日、19日から26日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（遠山利美君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

7月6日に下呂市において第268回岐阜県市議会議長会が開催され、高橋副議長と出席しましたので、報告します。

初めに会務報告があり、議案の審議に入りました。

第1号議案 安全・安心な社会基盤再構築と経済活性化を求める要望について、高山市から、第2号議案 医師確保対策の充実を求める要望について、中津川市から、第3号議案 地方分権改革に伴う円滑な税源移譲に向けた支援策の充実については各務原市から、それぞれ提案説明があり、原案のとおり採択されました。

続いて、市議会議長会の平成23年度会計の歳入歳出決算認定、同じく慶弔基金会計の歳入歳出決算認定について提案説明があり、原案のとおり承認されました。

次期開催につきましては、平成25年2月ごろ、海津市において開催することに決定しました。

会議終了後、開催市の野村下呂市長から、「自助・共助・公助による「元気な下呂市づくり」」と題して1時間ほどの講演があり、閉会しています。

その他、7月から8月上旬にかけて、国道、県道に関連した各種期成同盟会等の総会が開催され、出席しています。

内容につきましては、それぞれ平成23年度の会計決算報告、平成24年度の予算について、さらには道路の早期整備要望等の決議がありました。

総会の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管してありますので、お申し出ください。以上でございます。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会からの報告をいたします。

議会だより第35号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。掲載内容につきましては、6月に開かれまして平成24年第3回定例会が主なものとなっております。表紙には、昨年度、モレラ岐阜駐車場において開催された、本巣市連合青年団とジュニアリーダーが運営する「踊夏祭 本巣市盆踊り大会」の様子を掲載し、今年度は8月13日に同様に開催されることを紹介いたしました。2ページからは、議員活動日誌、定例会で可決された意見書、議決された議案、一般質問、委員会報告、審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、最終ページには、根尾中のオカリナ活動について掲載しました。

今回は、平成24年6月29日、7月3日、10日、17日の計4回委員会を開催しました。

次回の議会だよりについては、平成24年11月1日発行予定で、今定例会の内容を主なものとし、発行します。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

議長（遠山利美君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、平成24年第1回西濃環境整備組合議会臨時会が6月28日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会議長選挙について、西濃環境整備組合議会副議長選挙について、西濃環境整備組合監査委員の選任同意について、西濃環境整備組合廃棄物の処理及

び清掃に関する条例の一部改正についての4件でございます。

まず、西濃環境整備組合議会正・副議長選挙につきましては、選挙の結果、議長には大垣市議会議長の岡本敏美氏が、副議長には大垣市議会副議長の石田仁氏がそれぞれ選任され、また西濃環境整備組合監査委員には、本巣市の代表監査委員でもございます本巣市政田839番地の三田村晃司氏が選任をされました。

西濃環境整備組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第171条に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について規定する条文を追加するもので、原案のとおり可決されました。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして、御報告を申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、昨年2月17日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、固定資産税相当分の補助を除き、沿線5市町合わせて各年度1億円を上限として、平成24年度まで支援を継続していくことが決定されているところでございます。

このような状況の中、6月28日に平成24年度の樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、平成23年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

報告によりますと、平成23年度の決算は、営業収益が通勤・通学定期利用者及びイベント列車の利用者がふえたことにより、前年度比4.4%増の1億4,453万9,215円となり、収益合計は1億6,011万154円、人件費など経費合計は2億3,885万6,134円、収益から経費を差し引いた経常損益はマイナス7,874万5,980円の赤字となっております。この赤字を補填するため支出している沿線5市町の補助金などの特別利益1億3,227万8,961円を加えますと、当期利益は前年度より約421万円増の1,681万7,078円となり、前年度に引き続き収支の改善があらわれた決算となっております。

また、この平成23年度の決算において、営業収益でようやく人件費支出を賄うことができた決算状況となっております。

しかしながら、樽見鉄道の経営状況は、沿線市町や国・県からの1億3,000万円という多額の補助金に大きく依存している状況に変わりなく、依然として厳しい状況であります。今後も集客増を図る取り組みを強化するなど、一層の経営努力は必要であると考えているところでございます。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

東海環状自動車道西回りルートの整備につきましては、平成32年度末の全線開通に向け工事が進行中であります。こうした中、一足先到大垣西インターチェンジから養老ジャンクションの間の約6キロがぎふ清流国体開幕前の今月15日に開通する予定となっております。

また、(仮称)大野神戸インターチェンジから大垣西インターチェンジまでの約7.6キロメートルにおきましては、用地買収について、大野町地内の用地取得が完了するなど、区間全体で9割以上が完了し、工事については一部本体工事も着手されているところでございます。

本巣市内の区間の状況につきましては、現在まで測量、地質調査及び設計を行っている段階でございます。岐阜国道事務所によりますと、本年秋から順次、真正南部、真正北部、土貴野、一色、

席田の5つの地区で地元説明会を開催する予定とのことでございます。その後、御理解が得られた地区から用地測量を行い、さらに来年度には用地買収に係る説明会を開催し、用地買収に入っていく予定とお聞きしているところでございます。

本市の対応といたしましては、事業主体が国ではございますが、地元説明会への対応や地権者の方からの御意見や御質問の取りまとめなど、市としての役割が必要となり、事業が円滑に進捗いたしますよう、支援体制の強化など万全を期してまいりたいと考えております。

最後に、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会につきまして、御報告を申し上げます。

ことは、史上最多となる38個のメダルを獲得し、日本中が熱狂したロンドンオリンピック、こたしも大いに盛り上がった高校野球、そして、引き続きロンドンパラリンピックが開催されているなど、スポーツの話題が例年以上に多いスポーツイヤーとも言える年でございます。

岐阜県では47年ぶりの開催となりますぎふ清流国体の開幕がいよいよ今月末に迫ってまいりました。また、ぎふ清流大会につきましても、来月開幕をいたします。オリンピック、高校野球などに続き大いに盛り上がり、感動を与えてくれる両大会にしていきたいというふうに思っております。

本市におきましては、国体競技では軟式野球競技が9月30日、10月1日の両日、糸貫川スタジアムで、全国障害者スポーツ大会競技では、フットベースボール競技が10月13日、14日にしんせい運動広場で開催される予定でございます。これに先立ち、先月18日には、本市におきまして炬火リレーが催され、本庁舎前をスタートし、糸貫川スタジアム、富有柿の里を經由して、糸貫地域のきく公園をゴールとする5区間、約5.2キロメートルを各区間10名、総勢50名の走者によりリレーしていただきました。また、炬火が通過しない市内の他の地域でも、炬火を分火し、市民の皆様にごらんをいただいたほか、同日、淡墨公園で開催いたしましたうすずみサマーフェスティバルにおきまして、分火した炬火を御披露いたしましたところでもございます。リレー等を通じ、炬火をごらんいただきました方々には大変喜んでいただき、国体の成功への願いと盛り上がりにつながったと思っております。

いずれにいたしましても、本市で開催されます国体競技の軟式野球競技まで残り1カ月足らずとなりました。全国障害者スポーツ大会競技のフットベースボール競技とあわせて、両大会の成功を期し、職員はもとより、市民の皆様と一緒に、これまでの準備、また大会当日の運営など万全を期してまいりたいと考えているところでございます。そして、選手はもちろん、見に来ていただいた人にも感動を与え、いつまでも語り継がれる両大会にしていきたいと思っているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第12号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第4、報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

国からのJETプログラムの運用改善についての通知により、外国語指導助手の報酬月額について改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

議長（遠山利美君）

補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の1ページをごらんいただきたいと思います。

このJETプログラムにつきましては、語学指導等を行う外国語青年招致事業の略称でございます。地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省等の協力によりまして実施しているものでございます。

現在、本巢市では、このJETプログラムによる外国語指導助手は4人が勤務しておりまして、教育委員会における英語教育や小・中学校における外国語授業等の補助などをしておりますが、これまで外国語指導助手の年額報酬につきましては、所得税、住民税の控除後の額で手取り額が360万円を下らない額というふうになっておりまして、報酬額が個々に異なるということから、事務的に煩雑であるという状況でございました。

今回、平成24年度JETプログラム運用改善について、総務省等の3省からの通知によりまして、24年度からの新たな外国語指導助手の雇用については、任用年数により月額報酬を決定することとされました。

本巢市におきましては、2人の外国語指導助手の退職に伴い、7月30日から新たに2人が任用されることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、7月27日付で専決処分させていただいたものでございます。

改正内容につきましては、次のページに新旧対照表がございますが、改正後、外国語指導助手、月額35万円以内とするものでございます。

具体的な報酬月額につきましては、教育委員会規則の本巢市招致外国青年任用規則に基づき、任

用年数により規定されておりますほか、既に本巢市に任用されている者及び平成24年3月以前に来日しているJETプログラムによる外国語指導助手につきましては、従前の例によるものとされております。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第12号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第12号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第63号及び日程第6 議案第64号（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第5、議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について及び議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてでございます。

両条例につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行により、災害対策基本法の

一部が改正されるため、定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議長（遠山利美君）

議案第63号及び議案第64号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは初めに、議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の3ページをよろしく申し上げます。

初めに改正の趣旨でございます。災害対策基本法の一部を改正する法律が本年6月27日に施行されまして、これまでは防災会議の所掌事務といたしました災害時における情報の収集、こういったものを災害対策本部において一元的に行うことが効果的であるとされたことに伴い、改正するものでございます。

改正の内容としましては、第2条第2号を削りまして、第1号の次に新たに2号を加えるとともに、第3条第7項におきまして、2年の任期の定めのある委員に、第5項の8号委員を加えるというものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

続きまして、議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

同じく議案の概要の5ページをよろしくお願いたします。

改正の趣旨でございます。先ほどと同様、災害対策基本法の一部を改正する法律が6月27日に施行され、これまでは災害対策基本法の第27条第7項で都道府県と市町村の災害対策本部について規定されておりましたものを、それぞれ個別に規定し、新たに第23条の2第8項におきまして、市町村の対策本部について規定されることとなったということに伴い改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例第1条の趣旨の根拠となります法律の条番号の改正でございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしてございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第7 議案第65号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第7、議案第65号 物品売買契約の締結についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第65号 物品売買契約の締結についてでございます。

情報システム機器について売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議長（遠山利美君）

補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議案第65号の詳細説明をさせていただきます。

今回の提出案件でございますが、情報システム機器購入の請負契約を締結することから、議決をお願いするものでございます。

まず、この情報システム機器の購入の事業内容についてでございます。

現在、本巢市では、職員1人1パソコンということで、それぞれパソコンを用いまして事務処理に当たっているところでございます。使用しています職員のパソコンでございますが、平成17年と平成19年にそれぞれ導入したものでございまして、5年以上経過し、故障等が発生している現状でございます。

また、使用している機種メーカーの修理部品の保有期限が既に終了しまして、今後は故障した場合の修理対応ができず、事務執行が滞るとということが懸念されるところでございます。また、これら機器のオペレーションシステムでございますが、サポート期間が平成26年4月に終了することから、ウイルス感染等のおそれもあるということで、今回、職員用パソコンの更新を行いまして、円滑な運用とセキュリティーの確保を図ろうとするものでございます。

これまではノート型のパソコンということで対応しておりましたが、導入を予定しています機器につきましてはデスクトップ型ということで、修繕費等の抑制を図ることとしております。導入台数としましては、235台でございます。

それでは、続きまして契約の内容についてでございます。

落札者、中央電子工学株式会社との間において、8月24日付で仮契約を取り交わしております。

物品は、情報システム機器といたしまして、デスクトップパソコン235台、液晶ディスプレイ232台などでございます。

納入場所としましては、市役所本庁舎、各分庁舎及び出先機関ということ です。

契約の方法につきましては、指名競争入札で行いまして、議案の概要の7ページのほうでございますが、こちらに添付しております入札執行一覧表にございますように、12者の参加のもと実施したものでございます。

納期につきましては、本年12月14日ということで、契約金額につきましては4,759万3,500円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

ちょっとお伺いするんですが、今までは、パソコン等は市においてはリースをしていたかというふうに思っておりますけれども、今回は買い取りというような形だったと思っておりますけれども、リースから買い取りになった理由をいま一度お伺いいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

ただいま、これまで買い取りであったものをリースということでございますが、17年度分につきましてはリース契約をしております、19年度分が購入ということで、最近市のほうの取り組みとしましては、こういった機器につきましては買い取りということで、リース料が発生いたすものですから、買い取りで進めたいというふうで取り組んでおります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

買い取りのシステムに変わりつつあるということなんですけれども、今まで過去においては、こういう機種においては非常に進歩が速いということなんです。今回買い取りということになりましたけれども、この機械の建前としての利用年数というものをどのぐらいに設定しておられるのか、お伺いをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

これまでは大体5年ぐらいというめどで考えておりましたが、今回、先ほど御説明しました、今まではノートパソコンということで一体型のものでございましたが、今度はデスクトップ型ということで、キーボードとディスプレイ、それからハード部分が別というもので、今後更新をするにつきましても、キーボード、ディスプレイはそのまま使えるということで、今後買いかえにつきましても、経済的にも安く済むということから、今回、こういったデスクトップ型で対応していこうということで考えるところでございます。

議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第65号 物品売買契約の締結について（情報システム機器）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第66号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第8、議案第66号 本巣消防事務組合理約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第66号 本巣消防事務組合理約の一部を改正する規約についてでございます。

平成24年9月22日から、本巣郡北方町加茂地区の地番が変更されることに伴い、事務所の位置が加茂1丁目23番地に変更となるため、この規約を定めるものでございます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第66号 本巣消防事務組合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第67号及び日程第10 議案第68号（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第9、議案第67号 平成24年度本巣市一般会計補正予算（第2号）について及び日程第10、議案第68号 平成24年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第67号 平成24年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億993万円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、増額分といたしまして、交付額の決定に伴う普通交付税の増額、追加採択に伴う学校施設環境改善交付金の増額及び決算確定に伴う前年度繰越金の増額、減額分といたしまして、財源調整による基金繰入金の減額及び臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う減額が主なものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、淡墨公園野外ステージ改修事業費、小・中学校非構造部材点検事業費、糸貫公民館図書閲覧コーナー設置事業費、学校教育施設等整備基金積立金の増額が主なものでございます。

詳細につきましては副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第68号 平成24年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,603万4,000円を増額するものでございます。

歳入におきましては、前年度繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出におきましては、処

理施設修繕料の増額が主なものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（遠山利美君）

議案第67号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、議案第67号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほかに、市議会定例会議案の概要にとじ込んであります9月補正予算（案）の概要もあわせて御参照いただければと存じます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億993万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億629万7,000円とするものでございます。

続いて、少し飛びまして、5ページをお開き願います。

第2表は地方債の補正をお願いするものでございます。

緊急防災・減災対策事業債につきましては、この起債の対象事業であります真正、糸貫、根尾各中学校の体育館トイレ改修事業につきまして、財源として一部国庫補助金の活用が可能となったことから、限度額につきまして1,020万円減額し、6,030万円とするものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の決定に伴い、限度額を2億1,901万6,000円減額し、10億3,167万8,000円とするものでございます。

続いて、8ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず一番上、地方特例交付金、補正額255万1,000円につきましては、減収補填特例交付金の交付額決定に伴う増額でございます。

また、その下、地方交付税、補正額7億451万9,000円につきましても、普通交付税の交付額決定に伴う増額でございます。なお、増額の主な理由としましては、地域経済雇用対策費や社会福祉費の増による基準財政需要額の増加と、家屋、償却資産など固定資産税の減による基準財政収入額の減少によるものでございます。

その下、教育費国庫補助金、補正額1,037万8,000円につきましては、先ほど地方債の補正のところ御説明申し上げましたが、真正、糸貫、根尾の各中学校の体育館トイレ改修工事の財源として、学校施設環境改善交付金の補助採択があったことに伴う計上でございます。

次に、県補助金の1目総務費県補助金、補正額23万5,000円につきましては、補助率10分の10の消費者行政活性化事業補助金の追加交付予定分を計上したものでございます。なお、この補助金を財源として、歳出の総務費におきまして、高齢者や若者向けの消費生活啓発資材等の購入経費を計

上させていただきます。

また、5目農林水産業費県補助金のうち、3節林業費補助金30万3,000円の減額につきましては、獣害防除事業補助金の補助金額の確定に伴う減額でございます。

続いて、9ページをお開き願います。

ページ上段、教育費寄附金、補正額4万5,000円につきましては、中野夏祭り実行委員会からの寄附金で、土貴野小学校の図書購入に充てさせていただくものでございます。

また、ページ一番下、繰越金、補正額4億3,879万4,000円につきましては、平成23年度からの繰越金の確定に伴う増額でございます。

なお、その上、基金繰入金でございますが、3目学校教育施設等整備基金繰入金は糸貫西及び東幼稚園整備事業の財源として、4目財政調整基金繰入金は財源調整として、5目情報基盤整備基金繰入金は情報システム機器更新事業の財源として、それぞれ基金より繰り入れ予定でございましたが、地方交付税や繰越金の増額補正により財源確保を図ることができることから、それぞれ全額基金からの繰り入れを取りやめるものでございます。

次に、10ページをごらん願います。

市債の消防債、臨時財政対策債のそれぞれ減額補正につきましては、先ほど地方債の補正のところでお説明申し上げたとおりでございます。

続いて、11ページをお開き願います。

11ページからは歳出でございます。

一番上、総務管理費の7目電算管理費につきましては、情報システム機器更新事業の財源について、基金からの繰り入れを取りやめ、一般財源に振りかえることに伴う財源更正でございます。

次に、社会福祉費の6目後期高齢者医療費、補正額274万9,000円につきましては、平成23年度分の療養給付費負担金の精算に伴い、追加負担が必要となったことから、その計上をお願いするものでございます。

また、7目老人福祉施設管理費、補正額101万5,000円につきましては、糸貫老人福祉センターの図書室部分を市民の皆様がより利用しやすくなるよう改修を行うため、設計委託料の計上をお願いするものでございます。

また、児童福祉費の児童福祉総務費、補正額70万3,000円につきましては、認可外保育室の入所児童が当初見込みより、ゼロ歳児で1人、1歳児で3人ふえたことにより、施設への補助金の増額計上をお願いするものでございます。

次に、12ページをごらん願います。

一番上、保健衛生費の保健衛生総務費、補正額84万円につきましては、育児休業職員の復帰に伴い、期末勤勉手当の所要額の計上をお願いするものでございます。

その下、清掃費の下水処理費3,300万円の減額につきましては、農業集落排水特別会計の前年度繰越金の増額に伴い、一般会計から当特別会計への繰出金を減額するものでございます。

その下、農業費につきましては、農地マスタープラン作成の経費に対する県補助金が16万7,000

円増額交付されることから、それに伴う財源更正と消耗品などの増額計上を行うものでございます。

また、その下、林業費の林業振興費のうち、13節委託料280万円の減額につきましては、森林総合研究所からの受託事業の事業費確定に伴う減額でございます。

続いて、13ページをお開き願います。

商工費の3目観光費のうち、15節工事請負費534万8,000円につきましては、淡墨公園にございます野外ステージの屋根、外壁等の老朽化が著しいため、その修繕改修工事費の計上をお願いするものでございます。

また、4目文殊の森管理費、補正額329万3,000円につきましては、文殊の森公園に設置してありますローラー滑り台につきまして、落下防止フレームと手すりの一部が破損、変形していることや、それ以外の箇所についても各所に腐食や破損が見受けられることから、現在、安全上の観点より使用を停止しておりますが、公園来訪者に御利用いただけるようにするため、改修工事費の計上をお願いするものでございます。

次に、教育総務費の2目事務局費、補正額78万円につきましては、保健衛生総務費同様、育児休業職員復帰に伴う期末勤勉手当の所要額の計上をお願いするものでございます。

また、3目学校教育施設等整備基金費、補正額1億9,000万円につきましては、将来の学校教育施設整備に備えまして、基金の積み増しを行うものでございます。

次に、14ページをごらんください。

小学校費の1目学校管理費、補正額1,243万2,000円及び中学校費の学校管理費、補正額621万6,000円につきましては、東日本大震災発生時に多くの学校におきまして天井材の落下などの被害が発生し、人的被害も生じた事例があったことを踏まえまして、市内の全ての小・中学校の校舎及び体育館の天井材や天井器具など非構造部材の耐震点検業務を行うため、委託料の計上をお願いするものでございます。

また、幼稚園費の幼稚園管理費につきましては、糸貫西及び東幼稚園整備事業の財源について、基金からの繰り入れを取りやめ、一般財源に振りかえることに伴う財源更正でございます。

続いて、15ページをお開き願います。

社会教育費の公民館費、補正額274万7,000円につきましては、糸貫公民館の図書室につきまして、図書閲覧のための専用コーナーを設置するため、テーブル、椅子など必要な備品の購入経費の計上をお願いするものでございます。

また、保健体育費の学校給食センター費のうち、11節需用費95万円につきましては、学校給食センターの自動塩素滅菌設備などの修繕経費の計上をお願いするものでございます。その下、13節委託料29万4,000円につきましては、根尾学校給食センターの調理場の天井や壁の改修を行うため、設計委託料の計上をお願いするものでございます。

最後にその下、諸費、補正額1,077万6,000円につきましては、福祉医療費助成事業費補助金など、昨年度の国・県補助負担金等に係る還付金の計上をお願いするものでございます。

以上で、平成24年度一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

続きまして、議案第68号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

それでは、議案第68号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,403万4,000円とするものでございます。

歳入から御説明させていただきます。

6ページをお開き願いたいと思います。

最初に、05款01項01目の繰越金でございますが、先ほど一般会計のほうでもお話しございましたんですが、5,903万4,000円の増額補正でございます。平成23年度決算で当初予算より増額が生じたためでございます。

戻りまして、この増額によりまして、04款01項の1目一般会計繰入金でございますが、3,300万円の減額補正をさせていただいております。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

7ページをお開き願いたいと思います。

01目の一般管理費の27節公課費でございますが、35万6,000円の増額補正をさせていただきました。これは、消費税の確定申告分でございますが、当初予算よりも決算額により算出したしましたところ、増額ということになったためでございます。

続きまして、02目の下福島地区処理施設管理費から12目金原・鍋原地区処理施設管理費の9施設の修繕料でございますが、合計で1,895万円でございます。これは、当初予算では予算計上できなかった修繕について計上させていただいたものでございます。

また、03目の弾正西地区処理施設管理費でございますが、13節の委託料、15節の工事請負費に予算計上させていただきましたが、岐阜県が施行いたします県道改良工事に伴う下水道管の布設がえ工事でございます。延長は約40メートル予定しておりますが、施工場所は、説明資料の平成23年度事業報告書のその前につづっております。真正地域の政田地内、県道田之上屋井線と北方真正大野線の交差点の改良工事でございます。

続きまして、12目金原・鍋原地区処理施設管理費の役務費でございますが、通信運搬費を計上させていただきました。これはマンホールポンプの電話料金でございますが、当初は一部のみ稼働の予定でしたが、全てのポンプを稼働させることによりまして、基本料金が増加したためでございます。

8ページの予備費でございますが、429万9,000円の増額補正をさせていただきました。以上でございます。

議長（遠山利美君）

議案第67号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第68号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

ここで暫時休憩します。10時30分より再開しますので、よろしくお願ひします。

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 認定第1号から日程第17 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）

議長（遠山利美君）

日程第11、認定第1号 平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第17、認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、平成23年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は154億7,174万8,953円、歳出総額は144億1,156万7,119円、歳入歳出差引残額10億6,018万1,834円でございます。

次に、認定第2号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は40億8,618万9,488円、歳出総額は36億7,020万8,952円、歳入歳出差引残額4億1,598万536円でございます。

また、施設勘定の歳入総額は2億8,298万8,017円、歳出総額は2億6,786万8,846円、歳入歳出差引残額1,511万9,171円でございます。

次に、認定第3号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は2億8,856万9,516円、歳出総額は2億8,374万7,011円、歳入歳出差引残額482万2,505円でございます。

次に、認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は4億8,109万2,518円、歳出総額は4億5,774万2,276円、歳入歳出差引残額2,335万242円でございます。

次に、認定第5号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は7億4,429万6,080円、歳出総額は6億7,595万7,846円、歳入歳出差引残額6,833万8,234円でございます。

次に、認定第6号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は5億2,161万2,484円、歳出総額は5億452万180円、歳入歳出差引残額1,709万2,304円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の6案件につきましては、去る7月10日から8月7日まで、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど会計管理者及び各担当部長から御説明を申し上げます。

次に、認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は3億157万5,471円、支出は2億8,419万3,232円でございます。また、資本的収入は2億4,323万1,950円、支出は3億4,998万7,147円でございます。

5月29日に監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上7件御説明を申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（遠山利美君）

認定第1号の補足説明を会計管理者に求めます。

会計管理者 古田浩君。

会計管理者（古田 浩君）

それでは、認定第1号の平成23年度一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の平成23年度事業報告書、それから平成23年度一般会計歳入歳出決算書、それから平成23年度の不用額調書で説明をさせていただきます。

初めに、平成23年度事業報告書をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、この事業報告書は、一般会計歳入歳出決算事業報告、それから国民健康保険特別会計の歳入歳出決算事業報告、事業勘定、それから施設勘定、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事業報告、簡易水道の特別会計歳入歳出決算事業報告、農業集落排水特別会計歳入歳出決算事業報告、公共下水道特別会計歳入歳出決算事業報告、次に地域振興基金充当事業についての事業内容と成果について取りまとめたものでございます。

また、参考資料といたしまして、普通会計における決算状況が記載してございます。

1ページをごらんください。

平成23年度事業の概要等でございます。

市政推進の基本としている「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」を目指し、事業を実施してきたものでございます。

次に、一般会計における決算の総額でございます。歳入が154億7,174万9,000円、歳出が144億1,156万7,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。

主な歳入科目の決算状況でございます。

市税の歳入科目別状況であります。12ページの市債までが、各部局における平成23年度一般会計の主な歳入科目の状況についての説明が記載してございます。

次に、13ページの議会費から83ページまでが、平成23年度一般会計の各部局における主な歳出科目の決算の状況となっております。

次に、118ページをお開きください。

地域振興基金充当事業、本巣北部、根尾地域における事業でございます。充当事業名、それから事業内容、金額、該当ページとなっております。該当ページは、事業報告書のページを示しております。

最初に充当事業名 のうすずみの里定住促進事業で、事業内容は、出産祝い金の70万となっております。

次に の根尾地域検診事業、事業内容は、根尾地域の住民の健康診査を根尾診療所で行うもので、377万7,000円となっております。

次に の有害獣防止柵の設置事業で、事業内容は、防止柵の設置に対する助成452万となっております。

次に の農産物の奨励補助事業で、事業内容は、株式会社うすずみ特産への農産物の出荷に対する助成33万2,000円となっております。

次に の淡墨公園の整備事業で、事業内容は、淡墨公園の整備で7,092万2,000円となっております。

次に の観光関連の整備事業で、事業内容は、植栽管理の委託ということで90万3,000円となっております。

次に の根尾地域の生活環境整備事業で、事業内容は、道路、排水路の維持2,232万6,000円とな

っております。

次に の自宅通学者及び下宿通学者補助で、事業内容は、自宅から高校への通学及び下宿通学者に対する助成245万4,000円となっております。

次に の青少年野外活動事業で、事業内容は、根尾小6年による研修助成ということで23万5,000円。

以上、9事業が地域振興基金の充当事業でございます。事業の合計は1億616万9,000円となっております。

続きまして、お手元の平成23年度の一般会計の歳入歳出決算書をお願いいたします。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

1款の市税でございます。1項が市民税、2項が固定資産税、3項軽自動車税、4項市たばこ税、5項が入湯税となっております。予算現額は51億9,952万5,000円、調定額は55億3,184万277円、収入済額は52億6,379万3,184円で、不納欠損は1,351万6,535円で、地方税法等による既定のものでございます。収入未済額は2億5,453万558円となっております。

2項の固定資産税で、収入未済額の1億7,838万4,271円と5項の入湯税の332万7,800円でありますが、これにつきましては、事業不振による事業所の閉鎖により、未納額が増加しております。

次に、2款の地方譲与税、1項の地方揮発油譲与税、予算現額は6,800万円、調定額が6,665万9,000円となっております。収入済額は同額となっております。

次に、2項の自動車重量譲与税、予算現額は1億6,500万円、それから調定額は1億7,300万5,000円、収入済額は同額となっております。

次に、3項の地方道路譲与税でございます。調定額、収入済額とも同額となっております。

3款の利子割交付金、1項の利子割交付金、予算現額が1,300万円となっております。調定額1,721万1,000円、収入済額は同額となっております。

次に、4款の配当割交付金、1項の配当割交付金、予算現額が650万、調定額が826万7,000円、収入済額は同額となっております。

次に、5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。1項株式等譲渡所得割交付金、予算現額が270万円、調定額が183万円、収入済額は同額となっております。

次に、6款の地方消費税交付金、1項の地方消費税交付金、予算現額は3億2,552万6,000円、調定額は3億2,552万6,000円、収入済額は同額となっております。

次に、7款のゴルフ場利用税交付金、1項のゴルフ場利用税交付金、予算現額が1,900万円、調定額1,869万7,751円、収入済額は同額でございます。

次に、2ページの8款自動車取得税交付金でございます。1項が自動車取得税交付金、予算現額が4,900万1,000円、調定額が5,360万2,000円、収入済額は同額でございます。

次に、9款の地方特例交付金でございます。1項の地方特例交付金、予算現額が6,919万2,000円、調定額が6,919万2,000円、収入済額も同じとなっております。

次に、10款の地方交付税、1項地方交付税、予算現額が39億7,857万4,000円、調定額が41億

4,406万9,000円、収入済額は同額でございます。

次に、11款の交通安全対策特別交付金、1項の交通安全対策特別交付金、予算現額が700万円、調定額759万2,000円、収入済額は同額でございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項の分担金、予算現額は316万2,000円、調定額は193万4,715円、収入済額は同額となっております。

次に、2項の負担金、予算現額が8,898万6,000円、調定額が8,999万423円、収入済額が8,884万8,223円で、不納欠損額の28万円は老人保護措置費で、収入未済額の86万2,200円は保育料の負担金となっております。

次に、13款の使用料及び手数料、1項の使用料、予算現額が1億3,409万8,000円、調定額が1億3,893万1,112円、収入済額が1億3,733万9,979円で、不納欠損の5,000円は幼稚園保育料、収入未済額の158万6,133円は、8万6,350円の雇用促進住宅の駐車場使用料、98万7,500円の市営住宅の使用料、2万8,083円と48万4,200円の幼稚園の保育料でございます。

次に、2項の手数料、予算現額6,523万1,000円でございます。調定額が6,944万9,840円で、収入未済額の3万2,020円は、可燃物の処理の手数料でございます。

次に、14款国庫支出金、1項の国庫負担金、予算現額が9億6,380万1,000円、調定額が10億871万4,928円、収入済額は同額でございます。

次に、2項の国庫補助金、予算現額5億2,196万4,000円、調定額は5億1,407万6,000円、収入済額は3億7,373万3,000円、収入未済額の1億4,034万3,000円は社会資本整備総合交付金で、繰り越し関係でございます。

次に、3項の委託金、予算現額は893万8,000円、調定額が981万5,919円、収入済額は同額となっております。

次に3ページをごらんください。

15款の県支出金、1項の県負担金、予算現額は2億8,089万4,000円、調定額は2億8,230万5,798円、収入済額は同額となっております。

次に、2項の県補助金、予算現額5億102万4,000円、調定額は4億4,475万4,285円、収入済額は4億3,857万5,285円、収入未済額の617万9,000円は繰り越し関係となっております。

次に、3項の委託金、予算現額6,780万9,000円、調定額が6,955万2,681円、収入済額は同じとなっております。

次に、16款財産収入でございます。1項の財産運用収入、予算現額が2,299万2,000円、調定額が2,386万6,965円、収入済額は同額となっております。

次に、2項の財産売却収入、予算現額が750万6,000円、調定額が1,191万1,775円、収入済額は同額でございます。

次に、17款の寄附金、予算現額664万円、調定額が922万9,459円、収入済額は同額となっております。

次に、18款の繰入金、1項特別会計繰入金、予算設定のみとなっております。

次に、2項の基金繰入金、予算現額は1億7,723万6,000円、調定額が1億6,804万6,000円、収入済額は同額でございます。

次に、19款の繰越金、1項の繰越金、予算現額9億3,185万6,000円、調定額9億3,185万6,559円、収入済額、全て同額となっております。

次に、20款諸収入、1項の延滞金、加算金及び過料、予算現額は1,000万3,000円となっております。調定額は980万5,988円、収入済額は同額でございます。

次に、2項の市預金利子、予算現額が30万円、調定額が34万6,588円、収入済額は同額となっております。

3項の貸付金元利収入の予算現額は2,667万2,000円、調定額は2,667万2,000円、収入済額、全て同額でございます。

次に、4項の受託事業収入でございます。予算現額は6,696万7,000円、調定額が6,011万1,020円でございます。収入済額は同額でございます。

次に、4ページをごらんください。

5項の雑入であります。予算現額は3億1,448万6,000円、調定額が3億8,808万4,582円で、収入済額は3億7,646万21円で、不納欠損額の4,000円は、放課後施設利用料等でございます。収入未済額の1,162万561円は、学校給食でございます。

次に、21款の市債、1項の市債、予算現額が13億5,246万円、調定額が12億2,376万円、収入済額は同額でございます。

決算書の9ページから20ページまでが歳入事項別明細書となっております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

5ページをごらんください。

最初に、1款の議会費、1項の議会費、予算現額は1億7,681万6,000円、支出済額1億7,345万7,176円、翌年度繰り越しはゼロ、不用額は335万8,824円となっております。

次に、2款の総務費、1項総務管理費、2項の徴税费、3項戸籍住民基本台帳費、4項の選挙費、5項の統計調査費、6項の監査委員費、予算現額は16億1,658万4,000円、支出済額は15億6,927万8,444円、翌年度繰り越しはゼロ、不用額は4,730万5,556円となっております。

次に、3款の民生費、1項の社会福祉費、2項児童福祉費、3項の生活保護費、4項災害救助費の予算現額は41億7,367万円、支出済額は39億8,334万5,270円、翌年度繰越額の4,186万円は、工事請負費の4,000万円、それから委託料の80万円の継続費の通次繰越、それから繰越明許費の106万円の老人福祉費の負担金でございます。不用額は1億4,846万4,730円となっております。

次に、4款の衛生費、1項の保健衛生費、2項の清掃費、3項の水道費、予算現額は18億6,004万5,000円、支出済額は17億9,722万9,273円で、翌年度繰り越しはゼロ、不用額は6,281万5,727円となっております。

次に、5款の労働費、1項の失業対策費、2項の労働諸費、予算現額は306万7,000円、支出済額が306万2,158円、不用額は4,842円となっております。

次に、6款の農林水産業費、1項の農業費、2項の林業費の予算現額5億566万8,000円で、支出済額は4億4,538万7,481円、翌年度繰り越しは348万8,000円、1項の農業費の工事請負費に係る繰越明許でございます。不用額は5,679万2,519円となっております。

次に、7款の商工費であります。予算現額が3億1,964万6,000円、支出済額が3億131万4,400円、翌年度繰り越しはゼロ、不用額は1,833万1,600円となっております。

次に、6ページの8款土木費、1項土木管理費、2項の道路橋りょう費、3項の河川費、4項の都市計画費、5項の公園費、6項の下水道費、7項の住宅費、8項の国土調査費で、予算現額は19億2,183万1,000円、支出済額は14億1,789万2,424円、翌年度繰り越しは3億2,146万6,000円で、内訳は2項の道路橋りょう費の道路改良の委託料449万4,000円と工事請負費の301万3,000円、橋りょう維持費の工事請負費の627万9,000円、社会資本総合整備事業の委託料945万円、工事請負費の2億9,823万円であります。

次に、9款の消防費でございます。1項の消防費、予算現額が6億1,622万5,000円で、支出済額が6億1,084万6,751円、翌年度繰り越しはゼロ、不用額は537万8,249円となっております。

次に、10款の教育費、1項の教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費、4項の幼稚園費、5項の社会教育費、6項の保健体育費の予算現額30億7,962万8,000円、支出済額が29億7,584万2,498円、翌年度繰り越しはゼロ、不用額は1億378万5,502円となっております。

次に、11款災害復旧費の1項の農林水産業施設災害復旧費、2項の公共土木施設災害復旧費、3項の文教施設の災害復旧費、4項その他公共施設及び公共施設災害復旧費の予算現額は5,621万8,000円で、支出済額が5,082万8,650円、翌年度繰り越しは521万3,000円で、林業災害復旧費の繰越明許でございます。不用額は17万6,350円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

12款の公債費、1項の公債費の予算現額10億8,327万3,000円、支出済額は10億8,227万1,832円、翌年度繰り越しはゼロ、不用額は100万1,168円となっております。

次に、13款諸支出金、1項の普通財産取得費、2項の諸費、予算現額は416万3,000円、支出済額は81万762円、翌年度繰り越しはゼロ、不用額は335万2,238円となっております。

次に、14款の予備費、1項の予備費、予算現額が3,921万1,000円で、支出済額がゼロ、不用額は3,921万1,000円となっております。

これは、決算書の21ページから55ページまでが歳出の事項別明細書になっております。

続きまして、決算書の事業別明細書の30ページをごらんください。一番下でございます。

3款の民生費、2項の児童福祉費、2目の子ども手当費の20節の扶助費でございます。不用額がマイナス7万9,000円になっておりますが、今回、出納閉鎖までに誤払金10万4,000円の返納がなかったということで、ここにこういう形になっております。

続きまして、今年度から追加させていただきました不用額調書について少し説明をさせていただきます。

不用額調書でございます。1ページでございます。

それでは最初に、これの抽出内容でございます。不用額が節の段階で50万円以上、かつ節の予算額の10%以上の項目のもので抽出させていただきました。一番左が番号、それからその右へ来て会計別、決算書のページ、それから所管部局、所管課となっております。その下に予算科目、その下に最終予算額、決算額、不用額となっております。その下に主な要因ということでございます。

1ページが一番上の決算書の21ページでございますが、21ページを開いていただきますと、決算書の中段少し上になります。そこに137万2,426円となっております。これはどういうことかということ、これは議会費でございます。会議録の作成費で単価入札の結果、入札額が予算額を下回ったことによって、137万2,426円が不用になったよということでございます。

続きまして、不用額調書の2ページをお願いいたします。

それから、決算書の23ページをお願いいたします。

決算書の中段少し上のところでございます。これは、不用額が319万2,500円ということで、所管課が企画部となっております。主な要因として、男女共同参画、それから小水力の発電事業等、各事業の請負差金及び業務の見直し等で319万2,500円が不用になったという内容でございます。

もう一つ、不用額調書の14ページ、番号が66というものでございます。これは、決算書の48ページです。下から6段目ぐらいでございます。これは、主な要因として子供センター、糸貫学校給食センター解体工事の請負差金ということでございます。

不用額については以上で終わらせていただきます。なお、今後は、不用額が多い場合は補正予算等で対応するかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、次に決算書の56ページをお開きください。

平成23年度本巣市の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が154億7,174万9,000円、歳出総額が144億1,156万7,000円で、歳入歳出差引額は10億6,018万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源(1)の継続費通次繰越額は210万円、繰越明許は1億1,339万7,000円、(3)の事故繰り越し繰越額はゼロ、実施収支額は9億4,468万5,000円となっております。先ほどの継続費の通次繰越ということでございますが、意味は、継続費の毎年度の年割額の執行残額を翌年度へ繰り越すという内容でございます。

次に、57ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。平成23年度中の各財産の移動や年度末の現在高の状況をあらわしたものでございます。

最初に(1)土地及び建物でございます。山林関係でございます。

次に、58ページをごらんください。

(3)の有価証券についての管理状況でございます。株式会社うすずみ特産の株券でございます。165株、樽見鉄道株式会社の株券90株、それから岐阜県名産販売の株券が70株、名古屋鉄道の株券が4,000株、東海旅客鉄道が4株、近畿日本鉄道が4,120株、岐阜エフエム放送が15株、岐阜放送の株券が747株、岐阜フットボールクラブ40株となっております。

これの運用益につきましては、名古屋鉄道、それから東海旅客、近畿日本鉄道、ここで運用益と

して6万2,600円があったと。あとはなかったということでございます。

次に、(4)の出資による権利についてでございます。

出捐金等、財団の出資関係でございます。

59ページをお開きください。

2の物品については、取得価格が50万円以上の物品を掲載させていただいております。

次に60ページ、3の債券につきましては、医師住宅資金貸付金で、医師2人分の367万2,000円が減少しております。

次に、4の基金、それぞれの基金ごとに増減高、年度末現在高を記載させていただいております。

なお、(1)の財政調整基金につきましては、地方債による運用をしておりますので、有価証券として記載しております。

以上で、平成23年度の一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

議長（遠山利美君）

続きまして、認定第2号及び認定第3号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、認定第2号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

国保会計につきましては、例年、金額についての変動はありますが、基本的な内容についてはほとんど変わりませんので、主要な費目のみ説明とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、事業勘定からとなりますけれども、平成23年度の国民健康保険の被保険者数は9,620人で、平成22年度末と比較しますと、134人の減となっております。これは、本巢市の人口の27.2%に当たります。

それでは、歳入の主要なものについて、保険税について御説明いたしますので、歳入歳出決算書の事項別明細書の6ページをごらんください。

1款の国民健康保険税のところですが、1目の一般被保険者国民健康保険税と2目の退職被保険者等国民健康保険税とそれぞれ合わせまして、現年度課税分の収納率ですが、医療給付費分が92.89%、後期高齢者支援金分が92.84%、介護納付金分が91.61%で、全体での収納率は92.76%になります。また、滞納繰越分につきましては、全体で16.26%となっております。

平成22年度に比べまして、現年度課税分が0.67ポイントアップしまして、滞納繰越分は前年度と同様でございます。前年度に比べましての収納率については上がっております。しかしながら、収入未済額につきましては、前年度に比べまして2,085万2,000円ほど増加しておりますので、今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。なお、不納欠損につきましては49人分で、いずれも地方税法の規定に基づくものです。

次に、歳出の主なものとして、保険給付費について御説明いたしますので、13ページをごらんください。

2 款の保険給付費の 1 項療養諸費ですが、平成22年度は、前年度に対して増加率が0.99%で、平成23年度も0.32%の低い増加率となっております。

また、2 項の高額療養費につきましても、平成22年度は前年度に対して0.23%の増加率となっておりますが、平成23年度は1.59%の減少となっております。

引き続きまして、18ページをごらんください。

事業勘定の実質収支でございますが、歳入総額40億8,618万9,000円に対して、歳出総額36億7,020万9,000円で、差し引き 4 億1,598万円の決算となりましたが、平成23年度も医療費の伸びが予想よりも低いものとなり、実質収支に大きな額となりました。

それでは、施設勘定の主要な費目について御説明いたします。

歳入の主要なものについて、診療収入について御説明いたしますので、事項別明細書の22ページをごらんください。

1 款の診療収入の主なものとして、1 項の外来収入がありますが、平成22年度に比べまして694万8,000円ほど、本年度は増収となりました。これは、東北大震災の影響によりまして、医薬品の一部が品薄となりまして、県の指導により、薬ですけれども、28日分処方から半分の14日分処方の変更によりまして、月 2 回以上受診されるようになりましてためです。また、受診者数についても増加しましたが、地域の人口の減少に伴い、年々減少傾向にあります。これを施設ごとに見ますと、根尾総合支所では平成22年度に比べまして729万2,000円ほど増収で、医科と歯科合わせましての受診者数も450人の増です。また、本巣診療所では、薬の処方が14日分処方でありましたので、平成22年度に比べまして34万3,000円ほどの減収で、受診者数についても 4 人の減となっております。

23ページをごらんください。

4 款の繰入金の主なものとして、1 項の他会計繰入金ですが、これは一般会計からの繰入金で運営費に充当しておりますが、平成23年度には前年度の繰越金の減及び医業費がふえたことにより、22年度に比べまして1,220万2,000円ほどの増加となりました。

引き続きまして、歳出について御説明いたします。

24ページをごらんください。

1 款の総務費ですが、これは人件費が主なものです。平成23年度は、嘱託の看護師の 1 名の増員により、平成22年度に比べまして35万円ほど増加となりました。

次に、2 款の医業費ですが、23年度は、医療用備品の更新及び薬剤費等がふえたことによりまして、平成22年度に比べまして633万4,000円ほど増額となりました。

次に、26ページをごらんください。

施設勘定の実質収支でございますが、歳入総額 2 億8,298万8,000円に対して、歳出総額 2 億6,786万9,000円で、差し引き1,511万9,000円の決算となります。

続きまして、認定第 3 号の平成23年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

この会計につきましても、国保会計と同様に例年の金額についての変動はありますが、基本的な内容についてはほとんど変わりませんので、主要な費目のみの説明としますので、よろしくお願ひします。

初めに被保険者数ですが、23年度末の後期高齢者医療の被保険者数は4,091人で、平成22年度末と比較しますと78人の増となっております。

それでは、歳入の主要なものについて御説明いたしますので、歳入歳出決算書の事項別明細書の4ページをごらんください。

まず初めに、備考欄の還付未済額の表示ですが、これは被保険者の年度途中の死亡等によりまして、保険料等に還付金が生じる場合がありますが、その還付金を出納整理期間中を含む年度内に還付ができなかったものの金額を記載しております。したがって、実際の収入済額は、この還付未済額を減じた金額と御理解ください。

それでは、1款の後期高齢者医療保険料についてですが、2目の普通徴収保険料の収納率は1節の現年度分が99.36%、2節の滞納処分が74.2%となっており、22年度に比べまして現年度分が0.78ポイントのアップで、滞納繰越分を24.43ポイントのアップといずれも上がっております。また、収入未済額につきましても、平成22年度に比べまして58万1,000円ほど減少しております。今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、不納欠損につきましては2人分で、いずれも高齢者医療の確保に関する法律の規定に基づくものです。

次に、歳出のほうは特に説明を要するものがないので、省略させていただきます。

続きまして、8ページの実質収支をごらんください。

後期高齢者医療の実質収支ですが、歳入総額2億8,856万9,000円に対して、歳出総額2億8,374万7,000円で、差し引き482万2,000円の決算となりました。

以上で補足説明とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

続きまして、認定第4号から認定第7号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

認定第4号 平成23年度本業市簡易水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。事業報告書は102ページから108ページでございます。

3ページをお開きください。

歳入総額は4億8,109万2,518円、歳出総額は4億5,774万2,276円で、歳入歳出差引残額は2,335万242円となりました。

4ページをお開き願ひしたいと思います。

1款1項1目加入者分担金は、11件の新規加入者加入金でございます。

同じく2項1目施設整備費負担金は、宅地開発等に伴う負担金及び消火栓維持管理負担金ござ

います。

続きまして、2款1項1目給水使用料でございますが、現年調定分は3,344戸分でございます。

続きまして、5款2項1目雑入は、公共下水道事業、農業集落排水事業に伴う配水管の布設がえ補償費、中部地方整備局越美山系砂防でございますが、こちらの事業、消費税還付金でございます。

6款の市債でございますが、実施設計委託料の5件分、工事請負費の9件分に対しての借り入れでございます。

以上が歳入についてでございます。

続きまして、歳出についてでございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございますが、職員2名分の人件費で1,372万4,463円でございます。

同じく2項1目使用料徴収費は、3,344戸分の加入者に対する使用料徴収に要する費用でございます。

続きまして、2款1項1目新設改良費でございますが、13節委託料が10件、15節の工事請負費では14件、その他消火栓新設及び移設設置工事として2件分でございます。

同じく2目維持修繕費でございますが、簡易水道の7施設の維持管理費に要しました費用でございます。

続きまして、7ページをお開き願いたいと思います。

3款の公債費でございますが、元利償還金として1億5,025万6,571円でございます。

以上が平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、認定第5号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は109ページから113ページでございます。

決算書の3ページをお開きください。

歳入総額は7億4,429万6,080円、歳出総額は6億7,595万7,846円で、歳入歳出差引残額は6,833万8,234円となりました。

歳入について主な項目を説明させていただきます。

4ページをお開きください。

1款1項1目農林水産業費分担金は、新規加入分としまして23件、金原・鍋原地区分として53件、合計76件分でございます。

続きまして、2款1項1目農林水産業費使用料は、現年分が2,809戸分で1億4,255万6,523円、滞納繰越分が23戸分で25万1,340円でございます。

続きまして、3款1項1目農林水産業費県補助金でございますが、金原・鍋原農業集落排水事業補助金として、事業費の2分の1分でございます3,300万円でございます。それから、特定基盤整備推進交付金といたしまして1,284万5,000円でございます。この金原・鍋原地区農業集落排水事業につきましては、平成23年度で事業が完了し、4月1日から供用を開始いたしております。

続きまして、7款の市債、1目下水道債、同じく5ページの2目の辺地債は、金原・鍋原地区農業集落排水事業に伴う借入れでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、6ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございますが、職員3名分の人件費でございます2,319万8,528円、それから2,809戸分の使用料徴収諸経費が216万3,246円、下水道管理システム更新業務としまして1,508万6,400円でございます。

続きまして、2目下福島地区処理施設管理費から7ページの11目真正地区処理施設管理費につきましても、10の浄化センターの維持管理費分でございます。

また、各処理施設におけます15節工事請負費につきましても、公共ますの設置工事分でございます、合計で23件分でございます。

続きまして、8ページの12目金原・鍋原地区農業集落排水事業費でございますが、13節委託料として2件、15節工事請負費として2件、施設設備工事として2件でございます。同じく22節の補償、補填及び賠償金でございますが、水道管等移転補償費でございます。

続きまして、2款公債費でございますが、元利償還金として3億613万2,449円でございます。

以上が23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、認定第6号平成23年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は114ページから117ページでございます。

決算書の3ページをお開き願いたいと思います。

歳入総額は5億2,161万2,484円、歳出総額は5億452万180円で、歳入歳出差引残額は1,709万2,304円となりました。

歳入について主な項目を御説明させていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目土木費分担金でございますが、受益者分担金として50件、新規受益者負担金として16件、宝珠ハイツ分といたしまして568件で、現年分は1億1,549万7,000円、過年度分担金として14件、277万円の収入で、合計1億1,826万7,000円でございます。

続きまして、2款1項1目土木費使用料は、現年分が1,860戸、滞納繰越分が16戸分で、合計8,497万4,956円でございます。

次の3款1項1目下水道費国庫補助金でございますが、8,000万円でございます。これは、特定環境保全公共下水道事業本巢地区の社会資本整備総合交付金で、補助対象事業費の2分の1でございます。

4款1項1目下水道費県補助金は、特定基盤整備推進交付金で起債償還金に充てるものでございます。

続きまして、5ページの8款の市債でございますが、本巢地区処理施設整備事業のための借り入

れでございます。

以上が歳入についてでございます。

続きまして、歳出でございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございますが、職員4名分の人件費でございます。3,221万6,888円、1,860戸分の使用料徴収諸経費が156万4,118円、下水道管理システム更新業務が475万200円でございます。

次、2目根尾地区下水道事業費でございますが、根尾中央浄化センターの年間の維持管理費でございます。

続きまして、3目本巣地区下水道事業費には、本巣地区処理施設管理費分と本巣地区処理施設整備費分の2事業がございます。本巣地区処理施設管理費は、本巣浄化センターの維持管理費分でございます。5,374万8,194円でございます。

また、本巣地区処理施設整備費は、本巣地区の下水道事業費に充てる費用でございます。2億1,030万4,964円となり、合計2億6,405万3,158円でございます。7ページをお開きください。22節の補償、補填及び賠償金は、水道管移転補償費でございます。

続きまして、2款公課費でございますが、元利償還金として1億5,785万5,403円でございます。

以上が平成23年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、認定第7号 本巣市水道事業会計決算の補足説明をさせていただきます。

決算書2ページをお開き願いたいと思います。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出についてでございますが、詳細は4ページの損益計算書となります。

収益的収入の決算額が3億157万5,471円、収益的支出の決算額が2億8,419万3,232円でございます。

3ページの(2)資本的収入及び支出についてでございますが、資本的収入の決算額は2億4,323万1,950円、資本的支出の決算額は3億4,998万7,147円でございます。

続きまして、4ページの損益計算書でございますが、営業利益は1,072万1,221円でございます。

3の営業外収益は4,289万1,632円、4の営業外費用が4,766万9,516円で、差し引きますと、マイナス477万7,884円でございます。この結果、平成23年度の経常利益は594万3,337円でございます。

続きまして、5ページの剰余金計算書でございますが、平成22年度との変更がございます。国からの通知を受け、様式が変更となっております。もう一つ、利益及び資本剰余金の処分方法が変更となりまして、議会の認定とさせていただきました。

5ページの下の方でございますが、平成23年度本巣市水道事業会計剰余金処分計算書(案)とさせていただきますので、よろしく願いたいと思います。

上の表は、平成23年度本巣市水道事業会計剰余金計算書でございます。

右の一番下、資本合計でございますが、60億5,240万3,549円となりました。

次に、下の表の平成23年度本巢市水道事業会計剰余金処分計算書（案）についてでございます。

利益剰余金は先ほども申し上げましたとおり594万3,337円となりましたので、減災積立金の積み立て及び利益積立金の積み立てにそれぞれ250万円を積み立てる案とさせていただきます。これは、昨年度と同様、法改正の前と同じ取り扱いをさせていただきます。

続きまして、6ページの貸借対照表についてでございますが、左側の資産の部でございますが、1の固定資産合計、2の流動資産合計、合わせまして資産合計は61億4,871万9,886円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、3の流動負債は9,631万6,337円でございます。資本の部でございますが、4の資本金合計は36億7,503万8,800円でございます。5の剰余金合計は23億7,736万4,749円でございます。

以上によりまして、負債資本の合計額は61億4,871万9,886円でございます。

続きまして、7ページのキャッシュ・フローについてでございます。

5番、右側の表になりますが、現金預金及び現金等価物期首残高は23年度末の現金預金で、同じく6番の現金預金及び現金等価物期末残高は23年度末の残高でございます。この差が9,251万5,931円となっております。これが左側の一番下の4番、現金預金及び現金等価物増加額・減少額の数字となっております。

続きまして、8ページの事業報告でございますが、(1)の総括事項でございますが、投資の状況は3ページ、資本的収入及び支出は経営面についてでございますが、4ページで説明させていただきました。

工事費については10ページ、11ページで、事業量については12ページで御説明させていただきます。

9ページでございますが、議会議決事項と職員に関する事項でございます。

次、10ページ、11ページは、建設改良工事の概要でございます。配水管・送水管拡張2,551.8メートル、配水管改良を3,208.2メートル施工しております。工事費の総額は2億6,784万3,450円でございます。

続きまして、12ページの3.業務でございます。(1)が業務量でございますが、給水人口が2万4,023人で24人の増、普及率は92.8%でございます。年間有収率は82.6%でございます。

(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項は、4ページの損益計算書をまとめたものでございます。

続きまして、13ページ、14ページでございますが、工事の発注関係の内容でございます。10ページと11ページと内容については同じでございます。

続きまして、15ページの(2)企業債及び一時借入金の概要でございます。詳細は、19ページ、22ページのほうに掲載されております。23年度末残高は27億3,538万3,014円でございます。

続きまして、16ページは、固定資産の明細書でございます。

17、18ページは、4ページで説明をいたしました損益計算書の明細でございます。

続きまして、19ページから22ページにつきましては、企業債の明細でございます。

以上、認定第4号から認定第7号までの補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（遠山利美君）

それでは、認定第1号から認定第6号、並びに認定第7号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から、決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、平成23年度本巢市各会計歳入歳出決算及び平成23年度基金の運用状況審査意見。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成23年度本巢市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成23年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算。平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算のほか4件の特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況で、附属書類は平成23年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。

2. 審査期間。平成24年7月10日から8月7日まで。実地の審査を含め、実施日6日間であります。

3. 審査の手続。審査に付された各会計歳入歳出決算書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめるため、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿、その他証拠書類との照合など、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたとその他の審査手続を実施しました。

また、同じく審査に付された平成23年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿との照合、その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

4. 実地の審査。真桑小学校、農業集落排水、金原・鍋原浄化センター並びに真正浄化センターのコンポスト施設、合計3カ所を実地審査しました。

2. 審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。なお、予算の執行及び関連する事務は適正に行われていると認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況も妥当であると認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、提出しました審査意見書に記述したとおりであります。決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入154億7,174万9,000円、歳出144億1,156万7,000円で、前年度に比べ歳入は1億2,522万7,000円増加し、歳出は309万9,000円減少しており、形式収支は10億6,018万2,000円、実質収支は9億4,468万5,000円の黒字であり、単年度収支も1億2,280万5,000円の黒字となっている。

市税は2億792万8,000円、市債は3億1,439万4,000円減少し、地方交付税が6億521万5,000円増加している。また、学校教育設備等整備基金や情報基盤整備基金などの基金に4億3,805万円が積み立てられている。

一般会計から特別会計の繰出額は11億4,075万5,000円で、前年度に比べ2,678万5,000円減少している。

一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入218億7,649万5,000円、歳出202億7,161万2,000円で、形式収支は16億488万3,000円、実質収支は14億8,938万6,000円の黒字であり、単年度収支も1億8,649万4,000円の黒字となっている。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率は、地方交付税は増加したが、臨時財政対策債が減少したことなどにより、当年度は76.0%で前年度と同率であり依然として高く、財政が硬直化していることに変わりはない。また、財政力指数は0.713で、前年度よりわずかに低下している。ちなみに、歳入構成を見ると、自主財源の割合が46.3%で、前年度より2.0ポイント低下している。

市税については、関係法令に沿って適正に処理されているものと認められるが、不納欠損額は前年度に比べ1,010万5,000円減少しているものの、1,351万7,000円と多額な状況である。また、国民健康保険税についても同様、不納欠損額は前年度に比べ1,949万円減少しているが、500万4,000円あり、依然として、市税、国民健康保険税、学校給食費及び使用料などの滞納による収入未済額や不納欠損額が継続して発生している状況である。

これは、行政執行の計画性に支障を生じることのみならず、市民の公平感を阻害し、行政に対する信頼を損ねかねないものであるから、収納体制については関係部署が連携し、全庁的な取り組みを実施するとともに、きめ細かな収納指導を行い、収入未済額の縮減、収納率の向上、市税等の財源確保及び受益者負担の適正化に一層努められ、効率的、効果的な行財政運営の進展を望むものである。なお、不納欠損処分に当たっては、徹底した調査の上、厳正に対処されたい。

一方、歳出構造を見ると、前年度に比べ経常的経費の割合が0.6ポイント上昇し29.4%、投資的経費の割合は4.3ポイント上昇し16.7%となっている。投資的経費の割合が低いことは、一概に諸事業の推進が図られていないことを示すわけではないが、引き続き経常的経費の節減を図り、弾力性のある財政構造への転換に努める必要がある。

市債の当年度発行額は、一般会計で12億2,376万円、特別会計で2億2,700万円あり、前年度に比べ5億5,099万4,000円減少しているが、市債の発行に当たっては、将来にわたって財政の健全化の確保に十分な配慮を望むところである。

また、不用額については、県内他市の状況と比較して必ずしも多いという状況ではないが、引き続き事業の内容と実態を的確に把握するとともに、必要性や効果を十分に検証し、予算の段階から

より適正な事業が執行され、限られた財源の中で効率的、効果的に運用されるよう努められたい。

以上に加え、今後の地域主権改革の一環として、基礎自治体への権限移譲、義務づけ、枠づけの見直しが進む中、社会保障と税の一体改革による地方税財源の拡充確保や補助金の一括交付金化など、地方行財政の運用や見通しは極めて不透明な状況にある。あわせて、今後の経済の回復基調もいまだ不透明な状況であり、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況が続くものと思われ、引き続き経費の削減に努めていく必要がある。

さらに、東日本大震災を受け、危機管理体制の強化と震災に強い安全なまちづくりが求められ、本市においても東南海・南海地域防災対策推進地域に指定されていることから、地域防災力のより一層の強化を図り、安全・安心なまちづくりの推進に努められることを望むものである。

最後に、事務執行に当たっては職員一人一人が法令を遵守され、適正な事務執行に努めるとともに、引き続き費用対効果を検証する中で、さらなる経費削減を図り、より効率的、効果的で健全な財政運営がなされるよう努力されたい。

また、常日ごろから複雑かつ多様化する市民ニーズを的確に把握され、よりきめ細かな行政サービスが提供できるよう事務事業評価などによる内部統制をとられ、中・長期的な観点でその結果をどのように反映していくか適宜検討され、最少の経費で最大の効果が上がる元気で笑顔あふれる本巣市づくりが進められるよう期待するものである。

続きまして、平成23年度本巣市水道事業会計決算意見。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成23年度本巣市水道事業会計の決算について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

第1．審査の概要。

1．審査の対象。平成23年度本巣市水道事業会計決算。

2．審査の期日。平成24年5月29日。

3．審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、総勘定元帳、その他の関係帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の手続を実施しました。なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、合理的かつ効率的に運営されたかどうかを検証するため、事業の分析を行いました。

4．実地の審査。真正浄水場第2水源地を実地審査しました。

第2．審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係書類は、法令に準拠して作成されており、当年度事業の当年度末現在の営業成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

その審査結果を次のとおり述べます。

1．事業の概要。

当年度の事業実績として、前年度に比べ給水区域内人口が40人、給水人口は24人、給水戸数は89戸それぞれ増加していますが、普及率の増減はありませんでした。また、年間配水量は6万5,821

立方メートル、年間有収水量は12万3,383立方メートルとそれぞれ減少し、年間有収率では2.8%減少しています。当年度における建設改良拡張工事の状況は、本巢上水道文殊配水池施設整備や真正・糸貫上水道施設の地震対策として緊急遮断弁を設置したほか、配水管拡張工事として1,612.5メートル、送水管拡張工事として939.3メートル、配水管改良工事として3,208.2メートルを施工し、これらの工事費の総額は2億6,784万3,000円となっています。

2. 予算の規模。

当年度の決算は、総収益が2億8,719万1,000円で、給水収益は大型店舗閉鎖の影響により減少しましたが、経営の健全化を図るため、一般会計からの補助金が増額されたことにより、前年度に比べ634万9,000円の減少にとどまっています。また、総費用は2億8,124万8,000円で、原水及び浄水に係る費用が減少したことにより、前年度に比べ856万3,000円の減少となっています。このため、当年度の純利益は、前年度に比べ221万5,000円増加しています。

3. 予算の執行状況。

当年度の予算実行状況について、収益的、資本的の別に述べます。

(1)収益的収入及び支出。

収益的収入合計は3億157万5,000円で、予算額に対し442万5,000円の減、収入率は98.6%となっています。これは、営業収益の受託工事収益及び消火栓維持管理修繕負担金などの減によるものがあります。収益的支出合計は2億8,419万3,000円で、執行率は92.9%、2,180万7,000円の不用額が生じています。不用額の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費によるものがあります。なお、予算額中、人事異動に伴う人件費の変動により、総係費206万8,000円の増額補正と予備費6万8,000円の減額補正がされています。

(2)資本的収入及び支出。

資本的収入合計は2億4,323万2,000円で、予算額に対し7,976万8,000円の減、収入率75.3%となっています。これは、主に当初見込んでいた建設改良に不用額が生じたことにより、企業債の発行が減少したものであります。なお、予算額中、負担額で1,200万円の減額補正がされています。資本的支出合計は3億4,998万7,000円で、執行率79.4%、不用額は9,101万3,000円となっています。不用額の主なものは、建設改良費8,711万4,000円で、宅地開発工事の延期や入札による差金により生じたことによるものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億675万5,000円、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,125万円及び過年度分損益勘定留保資金9,550万5,000円によって補填されています。

(3)その他の予算事項。地方公営企業法施行令第17条に規定する予算に係る事項の執行状況は、建設改良事業により企業債2億円を発行し、当年度未償還残高は27億3,538万3,000円で、前年度に比べ5.0%増加しています。また、一時借入金はありませんが、議会の議決を経なければ流用することができない経費が職員給与費であり、事務職員の人事異動により206万8,000円が増額補正され、執行されています。

4. 財政状態。

当年度の財政状態を見ると、当年度の建設改良費として2億7,985万8,000円の事業が行われ、本業上水道の文殊配水池施設の整備や配水管、送水管の拡張等により、有形固定資産が前年度に比べ1億5,726万7,000円増加しています。この財源は、国・県補助金、負担金、加入金及び企業債によって賄われています。固定資産対長期資本比率は91.7%であり、前年度に比べ0.1ポイント低下しています。このほか、当年度の給水単価は1立方メートル当たり101.6円で、前年度に比べ0.5円増加、給水原価は1立方メートル当たり117.4円で、前年度に比べ2.1円増加しており、給水利益の差損は前年に比べ1.6円増加し、15.8円の赤字に拡大しています。

なお、企業の体力を見る際に参考となる当年度の財政比率は、各指標ともおおむね健全な数値を示しており、詳細につきましては、お手元の審査意見書に記述したとおりであります。

結び。

以上のとおり、審査結果を述べましたが、今後の見通しとして給水人口はわずかながら増加の傾向にありますが、生活様式の変化や市民の節水意識の高まり等により、給水収益の増加は期待できず、事業経営は厳しい状況が予想されます。また、今後、既存の配水管維持管理、老朽配水管その他設備の更新など、多くの投資的経費を必要とすることから、経営面においては引き続き経費の節減と事業の効率化、合理化を推進し、長期的展望に立った資金計画の精査を行うことが重要であります。

あわせて水道料金については、依然として滞納が見受けられることから、未収金の発生原因を究明し、回収に当たっては毅然たる態度で臨み、職員一丸となって引き続き努められるよう願います。

最後に、本事業の使命である安全かつ良質な水の供給安定確保のため、一層の努力を望むものであります。

平成24年9月3日、本業市代表監査委員 三田村晃司。以上です。

議長（遠山利美君）

これより決算意見の審査に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑につきましては、9月5日及び9月27日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

日程第18 請願第2号（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第18、請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願についてを議題といたします。

請願第2号の紹介議員は、18番 鵜飼静雄議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願書について、紹介議員の立場から少し説明をさせていただきたいと思います。

所得税法の第56条には、配偶者や家族の労働について対価を払った場合に、それは経費として算入しないという規定がございます。所得税というのは、もともと個人に対する課税であり、今、56条というのはその例外規定になっているというふうに思います。

戦前の家長制のもとでつくられてきたそうした制度が、今になってもまだ生きているというのが、この所得税法第56条だというふうに思います。家族で、配偶者や、あるいはその子どもたちが同一の事業を行っていても正当な評価をされず、対価を払った場合にも経費として認められないということは、違う言い方をすれば、所得として認められないということになり、さまざまな不利益もこうむるということも言われています。

そうした中から、ぜひ56条を廃止して、配偶者などに対しても適正な労働対価を払い、それについて事業主が経費として認められるようにすべきだ。そのことが単に制度上の問題じゃなく、人権の問題としても重要な意味を持つのではないかというふうに考え、2件、団体請願として出されましたけれども、これについて紹介議員となったわけであります。

ちなみに、いろいろ調べておりますと、こうした所得税法第56条の廃止に対する意見書、あるいは決議などを採択した自治体が全国で347に上っています。残念ながら、岐阜県ではまだ採択されるところがありません。ぜひともそうした個人事業主、中小業者の家族労働に対する正当な評価をするためにも、この所得税法第56条の廃止について、本巣市議会の御理解を得たいということで紹介議員となりましたので、簡単でございますが説明とさせていただきます。

請願の趣旨については、お手元の請願書にあるとおりでありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

散会の宣告

議長（遠山利美君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

9月5日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

